

原審 平成28年(ワ)第308号 平成29年(ワ)第345号
令和3年(ネ)第154号
「戦争法」強行成立損害請求事件
控訴人 0 外15名
被控訴人 国 外4名

控訴理由書(1)

原判決は、公正・公平を欠き、平等原則・信頼保護原則に反する

2021年6月25日

高松高等裁判所 第4部 御中

控訴人兼選定当事者

目次

はじめに(当該準備書面の主張目的)	2
第1 「当事者間に争いがある事実」を「当事者間に争いのない事実」と記載	2
1 「ア 平成26年7月閣議決定(乙2)」	2
(1) 「①武力攻撃に至らない侵害への対処」の記載	3
(2) 「②国際社会の平和と安全への一層の貢献」の記載	3
(3) 「③憲法第9条の下で容認される自衛の措置」の記載	3
(4) 小結(「当事者間に争いがある事実」を「当事者間に争いのない事実」と記載)	3
2 「ウ 国際平和協力法の改正の概要」	4
3 「エ 重要影響事態安全確保法の改正の概要」	4
4 「オ 事態対処法の改正の概要」	5
5 「カ 国際平和支援法の概要」	6
小結(立法事実が不存在との訴えを無視する「当事者間に争いのない事実」記載)	6
結語	7

はじめに(当該準備書面の主張目的)

原審 平成28年(ワ)第308号 平成29年(ワ)第345号の「戦争法」強行成立損害請求事件の松山地方裁判所の判決(以下「原判決」という。)の「2 前提事実(当事者間に争いのない事実、当裁判所に顕著な事実又は末尾括弧内記載の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実)」(以下「当事者間に争いのない事実」という。判決の3頁の下段から4行目ないし11頁の1行目まで)として、後述のように、「当事者間に争いがある事実」を「当事者間に争いのない事実」として被控訴人国の主張を記載している。この事実は、裁判に求められ、かつ判決に至る上に不可欠な要素である公正・公平を著しく欠いており、行政法に適用される一般法原則の平等原則、信頼保護の原則に反する。以下、それを明らかにする。なお、当該準備書面における略語等は、これまでの書面の例による。

第1 「当事者間に争いがある事実」を「当事者間に争いのない事実」と記載

1 「ア 平成26年7月閣議決定(乙2)」

「当事者間に争いのない事実」として、「(3) 平和安全法制関連2法により改正ないし制定された平和安全法制の概要等」(5頁下段4行目)として、「ア 平成26年7月閣議決定(乙2)」(5頁下段3行目ないし7頁10行目まで)が、被控訴人国の証拠乙2号証に基づき「閣議決定の内容」と称して、被控訴人国の第2準備書面の8頁ないし14頁の被控訴人国の主張の要旨が記載されている。

つまり、「当事者間に争いがある事実」を「当事者間に争いのない事実」と記載し、しかも、「当事者間に争いのない事実」と記載している内容は、本件訴訟の中心をなす憲法9条下では「集団的自衛権の行使は容認されない」としてきたこれまでの政府解釈を変更し、「集団的自衛権の行使は容認される」とする「閣議決定(乙2)」の要旨である。

控訴人らは、この「閣議決定(乙2)」に対して、「憲法第9条の下で容認されない」と右新聞記事のように元最高裁長

証拠甲2号証 『愛媛新聞』2014.7.2 ↓

「憲法の番人」内閣法制局 元長官憤り

9条の意味なくなる 秋山氏

「内閣の法律顧問」憲法9条の番人と呼ばれ、政府の憲法解釈を担ってきた内閣法制局の元長官は、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定に「憲法9条の意味がなくなる」「こんな解釈変更は恥ずかしい」と憤った。「9条の意味が事実上なくなるほどの方向転換、憲法改正で対処すべきだ」と2012年から

04年に長官を務めた秋山氏は「憲法9条は、政府の憲法解釈を担ってきた内閣法制局の元長官は、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定に「憲法9条の意味がなくなる」「こんな解釈変更は恥ずかしい」と憤った。「9条の意味が事実上なくなるほどの方向転換、憲法改正で対処すべきだ」と2012年から

秋山氏(元内閣法制局長官) 大森政輔(元内閣法制局長官)

「憲法の番人」内閣法制局 元長官憤り

9条の意味なくなる 秋山氏

「内閣の法律顧問」憲法9条の番人と呼ばれ、政府の憲法解釈を担ってきた内閣法制局の元長官は、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定に「憲法9条の意味がなくなる」「こんな解釈変更は恥ずかしい」と憤った。「9条の意味が事実上なくなるほどの方向転換、憲法改正で対処すべきだ」と2012年から

04年に長官を務めた秋山氏は「憲法9条は、政府の憲法解釈を担ってきた内閣法制局の元長官は、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定に「憲法9条の意味がなくなる」「こんな解釈変更は恥ずかしい」と憤った。「9条の意味が事実上なくなるほどの方向転換、憲法改正で対処すべきだ」と2012年から

官、最高裁判事、元内閣法制局長官なども集団的自衛権行使を可能にする「戦争法」案について「憲法に違反する」との認識を表明している(証拠甲2号証、同81号証、同82号証、91号証)と反論している「当事者間に争いがある事実」である。

(1) 「①武力攻撃に至らない侵害への対処」の記載

たとえば、「当事者間に争いのない事実」として記載されている「①武力攻撃に至らない侵害への対処」の記載内容は、被控訴人国の第2準備書面の被控訴人国の主張の要旨であるが、これに対して、控訴人らは、それは虚構であり、「武力攻撃に至る」と反論し、「当事者間に争いがある事実」である。

(2) 「②国際社会の平和と安全への一層の貢献」の記載

「当事者間に争いのない事実」として記載されている「②国際社会の平和と安全への一層の貢献」との被控訴人国の主張に対して、控訴人らは、これも虚構であり、逆に国際社会の緊張を高めることになると反論し、「当事者間に争いがある事実」である。

(3) 「③憲法第9条の下で容認される自衛の措置」の記載

「当事者間に争いのない事実」として記載されている「③憲法第9条の下で容認される自衛の措置」との被控訴人国の主張に対して、控訴人らは、「憲法第9条の下で容認されないと代表的な憲法学者ないし法律家、元最高裁長官、最高裁判事、元内閣法制局長官なども集団的自衛権行使を可能にする「戦争法」案について「憲法に違反する」との認識を表明している(証拠甲2号証、同81号証、同82号証、91号証)と反論する「当事者間に争いがある事実」である。

(4) 小結(「当事者間に争いがある事実」を「当事者間に争いのない事実」と記載)

以上のように、「当事者間に争いがある事実」を「当事者間に争いのない事実」と記載し、しかも、本件訴訟の中心をなす「当事者間に争いがある事実」の核をなす、「集団的自衛権の行使は容認される」とする「閣議決定(乙2)」の要旨を、客観的事実としての説明の如くに記載することが、何を意味するのかを思料しなかったのだろうか。

公正・公平を旨とすべき裁判において、このようなことは、許されない。判決におけるこの虚偽ないし客観的事実の誤認である「当事者間に争いのない事実」と記載することは、公正・公平上の逸脱であり、行政法に適用される一般法原則の平等原則、信託保護の原則に反する違法と言うほかない。

2 「ウ 国際平和協力法の改正の概要」

「当事者間に争いのない事実」として、「ウ 国際平和協力法の改正の概要」(7頁下段の2行目ないし8頁の14行目)の8頁3行目に「国際平和協力業務の実施体制を整備するとともに、これらの活動に対する物資協力のための措置を講じ、もって我が国が国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与することを目的とする法律である。」と記載している。

この記載内容も、被控訴人国の第2準備書面9頁の「②国際社会の平和と安定への一層の貢献」として、被控訴人国の主張内容の要旨で、一見、同法の条文を記載している風に見える。しかしながら、控訴人らは、この「国際平和協力法の改正」は、「国際平和のための努力に積極的に寄与する」ことにはならず、米軍と自衛隊の一体化による武力攻撃とより、逆に国際社会の軍事的緊張を高め、国際社会の平和と安定を損なうと主張している。つまり、「当事者間に争いがある事実」がある。

以上のように、この点についても、「当事者間に争いがある事実」を「当事者間に争いのない事実」として記載し、しかも、被控訴人国の主張を記載している。

この事実は、真実を発見するための基礎をなす客観的事実を意図的・意識的・作為的・故意に事実を曲げて記載していると言わざるを得ず、判決に求められる公正・公平を著しく欠く、行政法に適用される一般法原則の平等原則、信託保護の原則に反する違法行為と言うほかない。

3 「エ 重要影響事態安全確保法の改正の概要」

「当事者間に争いのない事実」として、「エ 重要影響事態安全確保法の改正の概要」(8頁下段12行目ないし9頁11行目まで)で、「重要影響事態安全確保法の改正」の「概要」と称して、たとえば、「重要影響事態安全確保法は、そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態(以下「重要影響事態」という)に際し、合衆国軍隊等に対する後方支援活動等を行うことにより、日米安保条約の効果的な運用に寄与することを中核とする重要影響事態に対処する外国との連携を強化し、我が国の平和及び安全の確保に資することを目的とする法律である。」と記載している。

この記載も、一見、同法の条文を記載しているだけのように見えるが、その事実は、

被控訴人国が、準備書面で主張していることの要旨の記載である。

控訴人らは、同法を、米軍と自衛隊の連携の強化によって、逆に国際社会の軍事的緊張を高め、国際社会の平和の脅威となると主張している。つまり、同法の実態は、「我が国の平和及び安全の確保に資することを目的」とする法律ではないと主張しているのである。

つまり、この記載は、「当事者間に争いのない事実」ではなく「当事者間に争いがある事実」であり、被控訴人らが準備書面で主張していることを記載しているという公正・公平を著しく欠く記載であり、行政法に適用される一般法原則の平等原則、信賴保護の原則に反する違法行為と言うほかない。

4 「オ 事態対処法の改正の概要」

「当事者間に争いのない事実」として、「オ 事態対処法の改正の概要」(9頁12行目ないし10頁11行目)として、「事態対処法の改正」の概要として記載している。

たとえば、「事態対処法は、武力攻撃事態、武力攻撃予測事態及び存立危機事態への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めることにより、上記各事態への対処のための態勢を整備し、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする法律である。」と記載しており、さらには、「事態対処法上、武力攻撃事態とは、我が国に対する外部からの武力攻撃(同法2条1号)が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態を意味し(同条2号)、武力攻撃予測事態とは、武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態を意味し(同条3号)、存立危機事態とは、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態を意味している(同条4号)。」と記載している。

この記載も、一見、同法の条文だけを記載しているように思われるが、控訴人らは、この同法の条文が、これまでの憲法9条下の自衛隊の活動を制限してきたことを越え、憲法9条に反すると主張しているのである。つまり、同法の条文の文言内容が違憲立法になると主張しているのであるから、当然ながらこの記載は、「当事者間に争いのない事実」ではなく「当事者間に争いがある事実」となる。しかも、記載内容は、被控訴人国が、準備書面で主張する内容の要旨であるので、裁判に求められる公正・公平を著しく欠き、それは、行政法に適用される一般法原則の平等原則、信賴保護の原則に反する違法行為と言うほかない。

5 「カ 国際平和支援法の概要」

「当事者間に争いのない事実」として、「カ 国際平和支援法の概要」(10頁12行目ないし11頁1行目まで)で、「国際平和支援法」の「概要」と称して、たとえば、「国際平和支援法は、国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるものに際し、当該活動を行う諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等を行うことにより、国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的とする法律である(同法1条。)」と記載している。

この記載も、一見、同法の条文だけを記載していると思わせるが、控訴人らは、この同法の条文は、憲法9条によって自衛隊の活動を制限してきたことを越え、憲法9条に反すると主張しているのである。つまり、この記載は、「当事者間に争いのない事実」ではなく「当事者間に争いがある事実」であり、しかも、記載内容は、被控訴人国が、準備書面で主張してきた内容の要旨であるので、裁判に求められる公正・公平を著しく欠き、それは、行政法に適用される一般法原則の平等原則、信頼保護の原則に反する違法行為と言うほかない。

小結(立法事実が不存在との訴えを無視する「当事者間に争いのない事実」記載)

以上のように、「当事者間に争いがある事実」を「当事者間に争いのない事実」として、そのうえで、被控訴人国の主張の要旨を記載している。

このことは、控訴人らが、本件「戦争法」の「立法事実」が不存在であり、かつ「立法目的」及び「手段選択」の正当性・相当性がない本件「戦争法」の立法行為及び施行行為の無効を確認するとの請求の趣旨を無視した記載となる。

つまり、本件「戦争法」を立法化するに際して、「立法の基礎を形成し、かつその合理性を支える社会的・経済的等の一般的事実」が不可欠であり、その法令の違憲審査において、「立法者が設定した立法目的と、その立法目的を達成するために選択した手段の両面にわたって行われるが、検証された立法事実を照らして、それら立法目的と手段選択は正当かつ相当といえるかどうかの判定が問われるが、控訴人らは、それが存在しないことの確認を求めているのである。

したがって、控訴人らは、国が、本件「戦争法」の立法化の根拠として「安全保障環境の変化」を挙げているが、具体的に、いかなる変化なのか、いかなる立法の必要性に結びつくのかについては、国会の審議等を通じて説明がされていないし、国は、立法理由として、ホルムズ海峡の機雷除去や米艦防護、米艦のミサイル防衛等の必要性を挙げるが、いずれも必要性がなく、安全保障環境の悪化の客観的事実も存在しないから、「戦争法」の立法事実は存在しないと主張しているのである。

また、「戦争法」により、国際社会の軍事的緊張を高め、国際社会及び日本の安全保障環境を悪化させるものであるから、「戦争法」の立法目的及び手段選択には、正当性・相当性がないから、その立法行為及び施行行為は無効であると主張している。

つまり、控訴人らは、

- ① 「重要影響事態安全確保法」の「立法事実」が不存在であり、かつ「立法目的」及び「手段選択」の正当性・相当性がないと主張しているのに、「重要影響事態安全確保法」の立法目的となる条文を「当事者間に争いのない事実」として記載している。
- ② 「事態対処法」の「立法事実」が不存在であり、かつ「立法目的」及び「手段選択」の正当性・相当性がないと主張しているのに、「事態対処法」の立法目的となる条文を「当事者間に争いのない事実」として記載している。
- ③ 「国際平和支援法」の「立法事実」が不存在であり、かつ「立法目的」及び「手段選択」の正当性・相当性がないと主張しているのに、「国際平和支援法」の立法目的となる条文を「当事者間に争いのない事実」として記載している。

以上のこの記載の不公正性に言葉がない。

結語

以上のように、「当事者間に争いがある事実」を「当事者間に争いのない事実」として記載し、その記載は一見、各法律の条文を文言を記載しているだけのよう装いながらも、その事実行為は、被控訴人国の準備書面の主張を援用して記載しているのである。

これが、恣意的でないとすれば、司法が行政と一体化し、司法の独立が存在しないことを物語り、恣意的であるとすれば、裁判に求められる各裁判官らが、著しく公正・公平を欠いているということになる。それは、行政法に適用される一般法原則の平等原則、信頼保護の原則に反する違法である。

このような公正・公平さは、この「当事者間に争いのない事実」の記載にとどまらず、控訴理由書(2)ないし同(7)で述べる真実を発見するために不可欠である客観的事実を、恣意的と思わざるを得ない事実誤認があり、それが原因となる理由不備があり、齟齬がある。

この事実は、裁判に求められ、判決に至る上で不可欠な要素である公正・公平を著しく欠き、行政法に適用される一般法原則の平等原則、信頼保護の原則に反する違法である。したがって、原判決を取り消すほかない。

以上